

貯金規定の一部改正について

J Aバンクでは、A T M機能強化に伴い、平成29年4月3日より、以下の貯金規定等について一部改正を致します。

【対象となる規定】

◆貯金規定

- ・普通貯金規定
- ・総合口座取引規定
- ・普通貯金無利息型（決済用）規定
- ・総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ・貯蓄貯金規定
- ・営農規定

◆カード規定

- ・カード規定
- ・I Cカード規定
- ・法人カード規定

【改正内容】

◆通帳入金について

道内J Aバンクの通帳があれば、道外J AバンクのA T Mからでも通帳入金が可能になります。

◆定期貯金の預入について

道内J Aバンクの総合口座通帳があれば、道外J AバンクのA T Mからでも預入が可能になります。

◆キャッシュカード振込について

道内J Aバンクのキャッシュカードがあれば、他行および道外J AバンクのA T Mからでも振込が可能になります。

◆Pay-easy について

納付書にペイジーマークがついていれば、道内J AバンクのA T Mから納付が可能になります。

※一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。